

議会運営委員会行政視察報告

藤枝市議会 議会運営委員会

【視 察 日】 平成23年7月27日（水）～28日（木）

【視 察 委 員】 館正義委員長、植田裕明副委員長、大石信生委員、大石保幸委員、藪崎幸裕委員、天野正孝委員、岡村好男委員、遠藤孝委員、水野明委員、池田博議長、百瀬潔副議長

【視 察 先】 愛知県瀬戸市、三重県亀山市

【調 査 事 項】 瀬戸市：議会活性化への取り組み、決算特別委員会について

亀山市：議会基本条例ほか議会活性化について、予算・決算特別委員会の運営について

■ 議会活性化への取り組みについて ～（瀬戸市）

① 取り組みの経緯と内容

平成17年8月に議長提案の形で、議会の活性化に向け必要性の高いものから協議していくことを確認し、年次ごと段階的に取り組んできた。具体的な取り組みの協議の場については、会派代表者会議で行ない、確認されたことから議会運営委員会で詳細を協議、整ったものから取り組んでいる。改革5年目を迎え、これまで「議会の見える化」を中心に取り組んで来た。

議会基本条例の制定を進める前にインターネットやコミュニティFM、ケーブルテレビ等の活用により、議会の活動状況を市民に伝える努力をしている。

直近の取り組みとしては、平成22年度からの一問一答方式の導入、議員定数、委員会定数の見直し、質問等通告内容の公開と傍聴者への提供、委員長報告・行政視察報告の公開など議会の見える化、議会傍聴席の車椅子の対応・手話通訳者の配置対応など議会のバリアフリー化にも取り組んできた。また、執行部が定める各行政計画への議会意見の反映について、これまでは、議会への報告や内容説明など、その時期、種別とも扱いがまちまちであったため、一定のルール化を図り計画の見直し策定にあたって、議会が意見を述べる場の機会を設けることとしている。



② 今後の課題

今後の課題としては、議会による政策立案機能の向上、常任委員会による議員間討議、委員会中継の配信、議会だよりの充実（内容と編集委員会組織のあり方等）、正副議長、正副委員長等の任期の複数年制の検討、議会基本条例制定に向けての調査・研究、議員定数、報酬の検証などである。

その他、具体的な取り組みの協議段階における課題として、全会一致を基本としていることから、少数でも反対があると見送りとなってしまうこと、議長交代などによる協議事項継続性の維持、条例化に向けた特別委員会等、協議組織の設置などもある。

活性化への取り組みについては、執行部及び市民への周知も大切であることから、市議会ホームページやコミュニティFMなどを活用し積極的にお知らせしている。

■ 決算特別委員会の取り組みについて ～ （瀬戸市）

委員構成は10名となっており、委員の選出については会派割按分としていることから会派に属さない議員は委員にはなれない。審査日数は、定例会中の3日間で行っており、質疑の時間制限は行っていない。これまでも特定の議員が長々と質疑を続ける例はなく、あったとしても委員長裁量で円滑な委員会運営は可能と考えている。また、質疑は、一問一答方式で行い審査項目の順序については制限しておらず一般会計の審査後に特別会計の審査を行っている。

執行部への資料請求は、特別行っていないが総合計画の成果指標達成状況のみであり、事業評価への取り組みはしていない。これまでのところ委員会運営上の課題等はない。

◇ 意見交換

・「議会の見える化」取り組みについて、市民の評価と反応は

市民に解りやすく伝えるため議会だよりの内容、記事の工夫をしている。本会議のライブ中継は以前より要望があった事であり、対応が図られた事で一定の評価は得ていると考える。目に見えての反応はないが、名古屋市の影響もあると思うが「議会として何をやっているのか」を求める声が聴かれる。



・コミュニティFMとケーブルテレビの視聴範囲等は

視聴範囲は市内概ね可能と考える。テレビの加入は約2万世帯（全体で約53,000世帯）となっており、加入世帯の拡大は今後の課題である。情報の発信については、市政情報番組の枠のなかで行っている。コミュニティFMの利用については、リスナーの把握が難しく評価しにくい。

・行政視察報告書作成（会派視察も含む）と公開について、そのまとめと各議員の意見は

視察報告書の作成には事務局はタッチしていない。報告内容は、各議員の意見、感想が多くなっているがまとめは正副委員長が行っている。事務局はデータの提供を受けホームページに掲載する作業を行っている。会派の視察報告については、公開されていない。

・質問等通告内容の公開と傍聴者への提供について

通告書については、一定の様式を定めデータでの提出となっている。当初は、事務局が多少修正もしたが、現在は、提出された通告書をそのまま公開し提供している。以前は、通告後に

差し替えたり、変更したりと問題もあった。議員は、通告内容に責任を持って対応すべきであり改善した。

・計画策定への議会意見反映のルール化については、議決案件の拡大を踏まえてのことか

そこまでの位置付けとして議論はされていない。対象としては各所管の主要計画を想定しているが、具体的な計画までは確定していない。いずれにしろ、行政執行が執行部主導にならないよう議会としての権能を尊重すべきである。

・「議会報告会」具体化への考えは

必要性は感じているが未だ具体化していない。近隣で実施している市の状況を見ると議員をつるし上げる会となってしまう。もう少し、議論を高める必要があると思う。

■ 議会基本条例ほか議会活性化について ～ (亀山市)

① 条例化の取り組みとポイント

議会基本条例については、平成22年の6月議会で議決し8月に施行している。これに先行して、行政計画である「まちづくり基本条例」が平成22年4月に施行されている。

議会基本条例制定に向け検討を進めた要因としては、①平成12年の地方分権一括法の施行 ②県内の状況（三重県、伊賀市の先例の取り組み）③まちづくり基本条例制定への対応 ④行政における市民参画の推進などである。



検討を進めた特別委員会として、26回の委員会を開催し、その間、大学教授による学識専門者からの議会改革に関わる研修会、アンケート調査等も実施している。具体的な条例案の作成を進める過程では、民間コンサルタント（「ぎょうせい」）を積極的に活用し検討委員会の円滑な運営の補完にも配慮した。

条例のポイントは、①二元代表制の明示 ②議会と市民の関係の明示 ③議会改革推進会議の設置 ④議員間の自由討議 ⑤執行部への反問権の付与 などであり、施行にあたっては、市民にも十分お知らせする必要もあり、リーフレットの作成、事務局職員が紹介するPRビデオの作成、ケーブルテレビの放映など周知期間を2ヶ月間おき、6月議会で議決後の8月施行とした。

広聴機能の充実として、「議会報告会」等の開催を検討しているが、未だ具体化には至っていない。今後の課題となっている。

執行部の反問権の活用による具体的例としては、本年2月定例会の本会議において、市長から「庁舎建設について、議員の考えを問う」内容のものがあつたほか、予算特別委員会で教育

長より、「格差に関する質問に対し、何をもって格差と捉えているのか問う」といった内容の具体例があった。

議会全般に関わる運営については、議案質疑、一般質問の持ち時間について答弁込みの時間制限に変更し、回数の制限を撤廃した。また、委員会機能の向上を図るため各委員会でテーマを定め調査・研究を行い、その結果について、議長に報告、必要に応じて執行部に対し提言を行うこととしている。また、議会内の意識の共有化を図るため、議長招集による正副委員長会議の運営を設けている。

② 今後の課題

今後の課題としては、①更なる改革の具体化に向け「議会改革推進会議」の設置 ②予算・決算特別委員会の常任委員会化 ③市民との意見及び情報交換会などの機会の設置(議会報告会等) ④現在、告示対応で行っている議員定数の条例化などである。

■ 予算・決算特別委員会の運営について ～ (亀山市)

両委員会とも議長、監査委員を除く議員20名全員が委員となっている。審査は2日間で行い最初に総括質疑を各会派の代表が行い、続いて個別の質疑を各委員が持ち時間(20分)の中で行っている。執行部の出席は、市長、副市長以下各部長、主要課長となっており、質疑は通告制を採用し、基本的には、担当部長の答弁となる。執行部からの資料提出については、特に求めておらず、例年、総合計画の成果報告書の提出を求めるだけである。

事業の評価については、基本条例のなかでも議会の責務として位置付けてあるが、具体的な事業評価はこれまで行っていない。今後の課題となっている。

その他、両委員会の常任委員会化の検討、質疑持ち時間の検討なども課題となっている。

◇ 意見交換

・議員間の自由討議についての状況は

各委員会のなかで提案されている議案等に対し、各委員からの申し入れにより対応できるよう、その時間を設けている。例としては、過去に子育て支援のことについて議論したことがある。

・委員会ごとの調査、研究テーマについて、内容とメリットは

具体的なテーマとしては、総務関係は、「消防救急体制の検証」、産業関係は、「耕作放棄地対策」、健康福祉関係は、「保育と低年齢児の待機児対策」などである。9月中に研究成果等の報告を議長に行い、必要に応じて執行部に提言もしていく予定である。



行政視察等についてもテーマに沿って行っており、委員会の活動も活発化が図られた。同時に委員長の自覚にも繋がると思う。予算、決算の特別委員会設置に伴って、常任委員会の審査

が少なくなった。今後も委員会としての機能を向上させたい。

・基本条例の制定に向け市民からの意見聴取、説明会は

説明会等は、まちづくり協議団体、自治会連合会、商工会、労福協等の団体との意見交換を特別委員会において行ったが、一般市民への説明、意見聴取は、条例の性格から議員のあるべき姿を定めるものであり、その必要性は議会内でも求める声はなかった。

・課題として「議会報告会」の具体化があると思うが、現状は

市民と直接、意見交換会を行うことに対し、議員側のアレルギーがある。これまでに会派による報告会を行っている会派もあるので、今後、議会改革推進会議設置後に具体化が図られればと考える。

・予算決算特別委員会の常任委員会化を検討している要因は

補正予算については、分割で行っていることに対する対応である。委員会閉会中の審査は、条例上もできることとなっており、常任委員会としても閉会中でも審査を行う事で対応は可能と考える。

・議長の常任委員会所属についてどのように考えるか

亀山市では、総務に所属しているが、他の委員会にもオブザーバーで出席している。（3委員会別々の日において審査しているので、傍聴的立場で出席）今後の課題でもあるが、特定の委員会に委員メンバーとして所属する必要があるか疑問に思っている。

・現在、各委員会を別々の日で行っているようであるが、委員の複数委員会所属は

予算と決算の特別委員会が常任委員会化となれば自動的に複数委員会所属となる。それ以外でも実務的には可能であるので検討中である。



瀬戸市議会議場



亀山市議会議場